

デイサービス城西（通所介護、予防専門型通所サービス、運動型通所サービス） 運営規程

（事業の目的）

第1条 北医療生活協同組合が開設するデイサービス城西（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、予防専門型通所サービス及び運動型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所介護、予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、居宅要介護被保険者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定運動型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、居宅要介護被保険者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、いきいき支援センター、居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 デイサービス城西
所在地 名古屋市西区城西三丁目15番32号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）従業者

ア 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。

イ 介護職員 4名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

ウ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

エ 看護職員 1名以上

看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

〔通所介護、予防専門型通所サービス〕

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間
1 単位目 午前9時30分から午後4時45分までとする。
2 単位目 午前9時30分から午後4時45分までとする。

〔運動型通所サービス〕

- ① 営業日 月曜日水曜日金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間
3 単位目 午後13時30分から午後14時50分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

1単位目 20名 (通常規模)

2単位目 10名

[運動型通所サービス]

3単位目 5名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

食事の提供

入浴

日常生活動作の機能訓練

健康チェック

送迎

アクティビティ・介護予防

[運動型通所サービス]

日常生活動作の機能訓練

健康チェック

アクティビティ(介護予防)

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスの事業を提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上、1キロメートル増すごとに200円。

3 食費は、480円を徴収する。(通所介護、予防専門型通所サービスのみ)

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市西区、中区および北区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① サービス変更のご希望は介護支援専門員又は当事業所へご連絡下さい。

② お迎えの際には、すぐに乗車できますよう、身支度等を終えて所定の場所でお待ち下さい。

交通事情により、送迎時間が多少前後することがありますのでご了承下さい。

③ 通所介護を受ける度に「サービス利用票」の実績欄にチェックをしてください。

④ 入院、入所等の際は、必ずご連絡をお願いします。

⑤ 金銭や貴重品はお持ちにならないようにして下さい。サービス提供中の金銭及び貴重品の管理は、ご自身の責任で行って下さい。

⑥ 菓子類はお持ちにならないようにして下さい。持ち込まれた場合は一時的にお預かりします。

⑦ 施設内は禁煙となります。

⑧ 故意に他の利用者への迷惑・危険行為を行った場合は、事業者は責任を負いかねる場合があります。

⑨ 宗教活動及び政治活動はお控え下さい。

- ⑩ バスタオル、洗いタオルは記名の上、各自でお持ち下さい(衛生上、個人のものを使用させていただきます)。
- ⑪ あんしんネット21 のつばめタクシーと業務委託契約を行っているため、タクシーでの送迎をお願いする場合があります。

(緊急時等における対応方法)

第11条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練等を行う。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は、事業所管理者とする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(ハラスメント等の禁止)

第19条 事業者は、利用者及び家族、職員がパワハラ、セクハラ、カスハラ等のハラスメントが発生しないよう利用者、家族への説明、職員への指導等を行う。

2 ハラスメント等が発生した場合には、関係者等の事情を調査し、再発防止の措置を講ずるとともに、利用者の利用を

制限もしくは利用を禁止する場合がある。

3 職員がハラスメント等に関与した場合には、事情確認の上、再発防止の措置を講ずるとともに指導、懲戒処分、配置転換等の措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施する ための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定 し、その計画に従い必要な措置を講じます。事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施 します。事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

(その他運営についての留意事項)

第21 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年1回以内

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和元年 6 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から一部改訂し、施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から一部改訂し、施行する。